

評価書（個票）

事務・事業名	精神保健指定医の養成	担当課 (担当課長)	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 (精神・障害保健課長 田原 克志)	
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第4号(昭和25年法律第123号)	類型	講習研修	
		指定等の形態	登録	
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 当該養成のための研修は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づき、患者本人の意思に基づかない入院や著しい行動制限に係る判断を行う指定医として必要となる患者の人権に関する知識等を習得することを目的とし、実施されるものである。なお、法において養成のための研修を実施する者については「厚生労働大臣の登録を受けた者」が行うこととされている。</p> <p>○事務・事業の内容 関連法制度、最近の精神医学の動向、精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉の動向や精神障害者・精神科病院に関する不祥事件等、近時の精神保健をめぐる問題やケーススタディ等についての十分な研鑽を積むことができる研修を、集中的に実施することとされており、研修内容は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第2条により規定されている。</p>			
事務・事業の目的	法に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令に定める研修を実施する。			
関連する政策目標	-			
関連する業績指標	-			
指標の目標値等	-			
法人の指定等の状況	別紙のとおり。			
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし。			
料金等・積算根拠	別紙のとおり。			
事務・事業の実績	○実績（平成27年度） 年間実施件数3件 受講者数644人			
国からの補助金等	○補助金・委託費等（平成28年度予算）： -（受講料で行われている。）			

<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>○ 登録を受けた法人については、法に基づき、5年ごとにその更新を行うものとされており、その都度、登録基準に適合しているかを見直す予定である。</p>
<p>事務・事業の必要性等・有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務・事業の必要性 精神科医療においては、患者本人の意思にかかわらない入院医療や一定の行動制限を行うことがあり、精神保健指定医は患者の人権にも配慮した医療を行うに必要な資質を備えていることが重要であり、本事業を実施することは必要である。</li> <li>● 事務・事業の妥当性 精神科医療に対する十分な知見を有する者を登録した上で研修の実施をしており、本事業は妥当に実施されている。</li> <li>● 事務・事業の有効性 本事業により必要な精神保健指定医が確保され、法に基づく処遇の決定は適切に実施されている。</li> </ul>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定等を行う妥当性 仮に精神保健指定医の研修に関する業務を国で実施するとなれば、精神科医療に対する十分な知見を有する職員の確保や養成が必要となることが想定され実行困難と考える。そのため、登録制度を採用しているところである。</li> <li>○ 事務・事業実施主体の適格性 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定等の基準の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録を申請する者に対して、法に基づく登録基準を適合した上で厚生労働大臣が登録しており、確実な事業実施のため必要である。</li> <li>・ 厚生労働大臣の登録を受けた法人は、不正行為を行ったとき等は、登録の取消をされることになっている。</li> </ul> </li> <li>● 実施主体としての指定等法人の適格性 法に基づく登録基準に適合し、精神科医療に十分な知見を有する者を登録しており、その結果、効果的な研修が行われている。</li> </ul> </li> </ul>
<p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>○ 精神保健指定医の指定前の研修を実施することにより、患者本人の意思に基づかない入院や著しい行動制限に係る判断を行う指定医として必要となる患者の人権に関する知識等を習得でき、法の対象者の増加も踏まえ、引き続き、事業を実施することが必要である。</p>
<p>備考</p>	

## 別紙

合計 3 法人

- ・ 公益法人 2 法人
- ・ 一般法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先 (TEL)	料金等・積算根拠
公益法人 (2 法人)			
(公社) 日本精神科病院協会	平成 26 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日	03-5232-3311	【研修料金】44,200 円 (テキスト代等・消費税込み)
(公社) 全国自治体病院協議会	平成 26 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日	03-3261-8555	【研修料金】44,200 円 (テキスト代等・消費税込み)
一般社団法人 (1 法人)			
(一社) 日本総合病院精神医学会	平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日	03-5805-3720	【研修料金】44,200 円 (テキスト代等・消費税込み)